

## 概要

被災者に発病した「急性心筋梗塞」は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

被災者は、平成〇年〇月〇日に〇会社（以下「会社」という。）に入社した。平成〇年〇月に、〇支店へ転勤となり、店内業務の統括責任を担う役職に就いた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、就寝中の被災者の自発呼吸がないことに気付き救急車を呼んだが、死亡が確認された。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したが、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

被災者が恒常的な時間外労働に加えて、被災者を補佐する職員の能力不足も重なり、過重な業務を強いられ、また、転勤後は休日労働が頻繁にあり、十分な休息をとることもできなかったことが死亡の原因であり、労災と認められないことは誤りである。

### 3 原処分庁の意見

(1) 死亡診断書の直接死因は「虚血性心疾患」となっており、診断した医師に意見を求めたところ、「急性心筋梗塞」との意見であった。

#### (2) 各認定要件

ア 「異常な出来事」については、発症直前から前日までに、被災者が精神的又は身体的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態若しくは急激で著しい作業環境の変化に遭遇した事実は認められない。

イ 「短期間の過重業務」について、発症前おおむね1週間の間に、被災者が休日もなく深夜に及ぶ長時間労働を行っていたなどの特に過重な身体的又は精神的負荷を生じさせたと認められる事実は認められない。

ウ 「長期間の過重業務」について、発症前おおむね6か月間の被災者の時間外労働については、発症前1か月の時間外労働時間は59時間56分であり100時間に満たず、また、発症前2か月ないし6か月における1か月当たりの平均時間外労働時間も2か月平均で58時間36分が最長であり、80時間を超えるものではなかった。また、被災者の業務は、増員によって前年より業務量が削減されていることもあり、長期間にわたって疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就いていた事実は認められない。

(3) 以上のことから、被災者の死亡は、業務上の事由によるものとは認められない。

### 4 審査官の判断

(1) 被災者は、平成〇年〇月〇日に「急性心筋梗塞」を発症したと認められる。

(2) 発症当日は就労がなく、前日は祝日で5時間の就労をしていたが、業務に関連する異常な出来事は認められない。

(3) 発症前1週間の業務状況は、発症前日に5時間の休日労働が認められ、2日前は午後7時43分まで勤務をしていたこと等が認められるが、過重な労働があったとまでは認められない。

(4) 発症前6か月間の時間外労働時間数については、発症前1か月間は59時間56分であり、発症前2か月から6か月の間の平均は、49時間45分であった。

以上のことから、業務と本件疾病の発症との関連性は弱く、本件疾病はこの間の業務の過重負荷により発症したものと認められない。

(5) インターネットの書き込みによる心労があったと主張しているが、書き込みを知ったのは発症の約1年半前のことであり、その後にあったとする心労についても客観的な事実が明らかでないため、業務による過重負荷があったとは評価できない。

(6) 地方労災医員は、「被災者には心疾患の既往歴が無く、急性発症しているが、突然発症し、心電図や血液検査所見など診断証拠のない場合は、急性冠症候群という。この様な状態の発症機序は冠動脈スパズム（攣縮）と冠動脈内の不安定プラークの破綻及びそれに続く冠動脈内血栓形成が原因と考えられている。」「冠動脈スパズムは副交感神経が優位な夜間又は早朝に起きやすく、被災者も早朝の発症であった。冠動脈

内プラークは動脈硬化によるもので、動脈硬化症の進展機序は一般によく知られているとおり、高血圧、高脂血症、糖尿病、肥満、喫煙などの危険因子によって進展する。」「被災者には高脂血症、喫煙歴があり、危険因子として挙げるができる。」「禁煙用治療薬や鼻閉治療薬の冠動脈病変発症への影響も否定し難い。」「疾病は日常の自然経過の中で発症したものと推測される。」と述べており、本件疾病と業務との間に医学的な相当因果関係を認めることができない。

- (7) 以上のことから、被災者に発症した「急性心筋梗塞」は、日常の自然経過の中で発症したものと認められ、業務上の事由によるものとは認めることはできず、本件疾病による被災者の死亡も業務によるものとは認めることはできない。